

【記載例 2】

《繰越控除 1 年目》

前年から繰り越された損失額を、平成29年分の所得の黒字から控除しきれる場合（平成29年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がある場合）

- 1 「分離長期譲渡所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 10,000,000円
 - ・ 「所得金額」 7,500,000円
- 2 「不動産所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 24,000,000円
 - ・ 「所得金額」 16,265,000円
- 3 「給与所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 8,000,000円
 - ・ 「所得金額」 6,000,000円
- 4 「繰越損失額」 $\Delta 15,450,000$ 円

《第一表》

(単位は円)		種類	青色	○	譲渡	損失	修正	特異の表示	整理番号	翌年以降送付不要	十九年分以降用
収入金額等	事業等	⑦									
	農業	⑧									
	不動産	⑨	2	4	0	0	0	0	0	0	
	利子	⑩									
	配当	⑪									
	給与	⑫	8	0	0	0	0	0	0	0	
	公的年金等	⑬									
	その他	⑭									
	総合譲渡	⑮									
	一時	⑯									
所得金額	事業等	⑰									
	農業	⑱									
	不動産	⑲	1	6	2	6	5	0	0	0	
	利子	⑳									
	配当	㉑									
	給与	㉒	6	0	0	0	0	0	0	0	
	雑	㉓									
	総合譲渡・一時の+[(㉑+㉒)×1.2]	㉔									
	合計	㉕	1	4	3	1	5	0	0	0	
	所得から差し引かれる金額	雑損控除	㉖								
医療費控除		㉗									
社会保険料控除		㉘	7	0	0	0	0	0	0		
小規模企業共済等掛金控除		㉙									
生命保険料控除		㉚	1	0	0	0	0	0			
地震保険料控除		㉛	5	0	0	0	0	0			
寄附金控除		㉜									
寡婦・寡夫控除		㉝									
勤労学生・障害者控除		㉞									
配偶者(特別)控除		㉟	3	8	0	0	0	0			
その他	扶養控除	㊱	1	2	6	0	0	0	0		
	基礎控除	㊲	3	8	0	0	0	0			
	合計	㊳	2	8	7	0	0	0	0		
	課税される所得金額	㊴									
	上の㊴に対する税額又は第三表の㊵	㊵	2	2	4	0	8	5	0		
	配当控除	㊶									
	(特定増改築等)区分	㊷									
	住宅購入金等特別控除	㊸	2	0	0	0	0	0			
	政党等寄附金等特別控除	㊹									
	住宅耐震改修特別控除	㊺									
所得税額	㊻	2	0	4	0	8	5	0			
災害減免額	㊼										
所得税額	㊽	2	0	4	0	8	5	0			
復興特別所得税額	㊾										
所得税及び復興特別所得税の額	㊿	2	0	8	3	7	0	7			
外国税額控除	㋀										
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㋁	2	2	0	0	0	0				
所得税の中間納税額	㋂	1	8	6	3	7	0	0			
所得税及び復興特別所得税の中間納税額	㋃										
所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額	㋄	1	8	6	3	7	0	0			
納める税金	㋅										
配偶者の合計所得金額	㋆										
専従者給与(控除)の合計額	㋇										
青色申告特別控除額	㋈										
所得税・復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㋉										
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㋊										
本年分で差し引く繰越損失額	㋋	1	5	4	5	0	0	0	0		

(記載に当たっての留意事項)

申告書第一表の「所得金額・合計」⑨欄は、まず、「措法 41 の 5 の 2 による繰越損失額」(△15,450,000 円)を、「分離長期譲渡所得」の「差引金額」(7,500,000 円)から差し引き、次に、その引き切れない金額(△7,950,000 円)を、①欄から⑧欄の合計額(22,265,000 円)から差し引いた残額(14,315,000 円)を記載します。

《第三表》

住所	コクゼイ ジロウ
氏名	国 税 次 郎

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特 例 適 用 条 文			
法	条	項	号
所法	措法	憲法	
所法	措法	憲法	
所法	措法	憲法	

(単位は円)

収入 金 額	短期譲渡	一般分	シ						
		軽減分	ス						
	長期譲渡	一般分	セ	1	0	0	0	0	0
		特定分	ソ						
		軽減分	タ						
		一般株式等の譲渡	チ						
		上場株式等の譲渡	ツ						
		上場株式等の配当等	テ						
		先物取引	ト						
	所得 金 額	山林	ナ						
退職		ニ							
長期譲渡		一般分	ハ						0
税金 の 計 算	短期譲渡	一般分	59						
		軽減分	60						
	長期譲渡	一般分	61						
		特定分	62						
		軽減分	63						
		一般株式等の譲渡	64						
		上場株式等の譲渡	65						
		上場株式等の配当等	66						
		先物取引	67						
		山林	68						
税金 の 計 算	総合課税の合計額 (申告書B第一套の⑨)	⑨	1	4	3	1	5	0	0
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一套の⑫)	25	2	8	7	0	0	0	0
	⑨ 対応分	70	1	1	4	4	5	0	0
	⑤⑥⑦ 対応分	71						0	0
	⑧⑨⑩ 対応分	72						0	0
	⑪⑫⑬ 対応分	73						0	0
	⑭ 対応分	74						0	0
	⑮ 対応分	75						0	0
	⑯ 対応分	76						0	0
	⑰ 対応分	77						0	0

税金 の 計 算	⑩ 対応分	78	2	2	4	0	8	5	0
	⑪ 対応分	79							
	⑫ 対応分	80							
	⑬ 対応分	81							
	⑭ 対応分	82							
	⑮ 対応分	83							
	⑯ 対応分	84							
	⑰ 対応分	85							
	⑱から⑳までの合計 (申告書B第一套の⑲に転記)	86	2	2	4	0	8	5	0
	その他	株式等 配当 先物取引 の損失の金額	87						
本年分の⑧⑨から 差し引く繰越損失額		88							
本年分の⑩から 差し引く繰越損失額		89							
本年分の⑪から 差し引く繰越損失額		90							
翌年以後に繰り越される 損失の金額		91							

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 －必要経費)	特別控除額
長期 一般	〇〇市××町 11-11-9	2,500,000 円	0 円 (7,500,000)	円
		合 計	0	

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の 生ずる場所	収入金額	配当所得に係る 負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

整理 欄	A	B	C	申告等年月日				
	D	E	F	通算				
	取得 期間			特例 期間				
	資産		入力	申告 区分				

平成二十八年分以降用) ○ 第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

措法41の5の2による繰越損失額は、分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除します。

この場合、申告書第三表の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄は、措法41の5の2による繰越損失額を差し引く前の金額(7,500,000円)を下段にかっこ書きし、上段に差し引き後の金額(0円)を記載します。